

いちき串木野市修学旅行等誘致事業補助金「ときめき修楽旅行inいちき串木野」事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、いちき串木野市内で実施する修学旅行等で、本市飲食店等での食事若しくは体験プログラムを活用した体験活動、又は本市宿泊施設への宿泊を行った場合に、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、本市への誘客促進による観光振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)修学旅行等 本市外の学校が学校行事として実施する修学旅行や遠足、社会科見学等で、宿泊を伴わない行事も対象とする。
- (2)学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び学校教育法第124条に定める専修学校をいう。
- (3)旅行事業者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けた者をいう。
- (4)食事 いちき串木野市内の飲食店等の店内で行う食事をいう（弁当手配は除く。）。
- (5)体験活動 いちき串木野市総合観光案内所が提供する体験プログラムを活用した体験をいう。
- (6)宿泊 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設への宿泊をいう。

(補助対象者)

第3条 本事業の補助対象は、次に掲げる者とする。

- (1)対象学校の児童生徒及び学生
- (2)修学旅行等の引率教員

(補助金の申請者)

第4条 補助金の交付申請者は次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 修学旅行等を実施する学校の責任者

(2) 修学旅行等を手配する旅行事業者

(補助対象となる修学旅行等)

第5条 補助対象となる修学旅行等は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

(1) 当該年度内に実施されるもの

(2) 修学旅行等の行程において、いちき串木野市内での食事、体験活動、宿泊のいずれかを伴うもの

(補助金額等)

第6条 対象となる修学旅行等に対する補助金の額は次のとおりとする。

(1) 食事に対する補助は、補助対象者1人につき500円

(2) 体験活動に対する補助は、補助対象者1人につき500円

(3) 宿泊に対する補助は、補助対象者1人につき1,000円

2 前項に定めるものは、重複して補助を受けることができる。

3 第1項各号のいずれかに該当し、さらには当該修学旅行等の行程において薩摩藩英国留学生記念館を来訪する場合は、その観覧料については全額免除とする。

4 1つの申請に対し、補助金額の上限は設定しない。ただし、同一補助対象者に係る補助は、同一年度内において1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付申請から交付請求に係る一連の事務手続き等については、いちき串木野市商工業及び観光振興奨励補助金交付要綱（平成17年いちき串木野市告示第74号）（以下「要綱」という。）の定めにより行う。

2 要綱第3条第2項に定める時期は、修学旅行等実施日の14日前までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 要綱第7条に定める実績報告については、要綱に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。

(1) 食事に対する補助については、飲食店等が発行する領収書で利用明細が分かるもの。

(2) 体験活動に対する補助については、いちき串木野市総合観光案内所が発行する領収書で利用明細が分かるもの。

(3) 宿泊に対する補助については、宿泊施設が発行する領収書で利用明細が分かるもの。

(4) 前各号に定める領収書はその原本を提出すること。ただし、やむを得ない事情があり原本が添付できない場合は、事前に市と協議の上複製でも可能とする。

4 要綱第9条第1項の交付請求を受理したら、14日以内に申請者の指定口座に振り込むものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月25日から施行する。